

『読我書楼文草』翻刻（一）：九州大学附属図書館蔵「吉村文庫」研究〔Ⅰ〕

九州近世儒学思想研究会

関，幹雄
都城工業高等専門学校

荒木，龍太郎
活水女子大学：名誉教授

藤井，倫明
九州大学

<https://hdl.handle.net/2324/7432858>

出版情報：中国哲学論集．45，pp.92-105，2019-12-25．九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：



『読我書楼文草』翻刻（一）

—九州大学付属図書館蔵「吉村文庫」研究〔I〕—

九州近世儒学思想研究会

一、はじめに

本稿は九州大学付属図書館蔵「吉村文庫」収蔵の『読我書楼文草』の翻刻である。本文庫は、幕末期の陽明学者吉村秋陽（一七九七～一八六六）¹と、秋陽を継いで藩校教授となり、廃藩置県後も明治十五年まで家塾「咬菜塾」で陽明学を講じた嗣子の吉村斐山（一八二二～一八八二）、明治期に広島教育界でも高く評価された孫の吉村白斎（一八五三～一九〇八）の自筆草稿・記録文書・書簡類を多数所蔵する。

文書類では、秋陽の名著『読我書楼遺稿』（明治十五年刊）、『旧本大学贍議』（二卷二冊・安政二年五月自序・安政五年七月跋）、『王学提綱』（二卷二冊・文久元年自序・文久二年刊）などの刊本の底本になった数次の自筆稿本や、大橋訥庵との論争を記した「格致贍議」「論格致贍議」「弁復書」の草稿、斐山、白斎の自著草稿などがあり、日本陽明学の解明に資する重要な資料群である。

記録類では、『読我書楼長曆』・『秋陽叟事歴之略記』・『秋陽事歴略記』が特に重要である。『読我書楼長曆』²は、文政十二年（一八二九）九月十五日～慶応二年（一八六六）までの漢文体の日記である。『秋陽叟事歴之略記』³は、書簡の写しを含む重要機密案件の備忘録である。それにもとづいた簡略な事歴の『秋陽事歴略記』⁴がある。さらに斐山

の『斐山先生日曆』⁵、白斎の『白齊先生日曆』も所蔵されている。文書類には、佐藤一斎との緊密な師弟関係、同時代の陽明学者との交流を示す文書⁶も含まれており、記録類と重ね合せ検討することにより一斎―秋陽と同時代の思想的交流が立体的に浮かび上がるのである。

「吉村文庫」の資料群を駆使することで、幕末維新期の日本陽明学の思想と実践を総合的に究明することが可能である。さらには幕末維新期儒学の明治近代における継承の足跡を確認できるとともに、中国宋明思想の日本に於ける展開を考察できると言えよう。

今回翻刻する『読我書樓文章』⁷は、秋陽の学問と研鑽の集大成を示すものであつて、その三分の一が刊本『読我書樓遺稿』⁷（明治十五年六月刊）に収められている。

「九州近世儒学思想研究会」の構成員は次の通りである。

荒木 龍太郎（活水女子大学名誉教授）・藤井 倫明（九州大学人文科学研究院准教授）・関 幹雄（都城工業高等専門学校助教）

尚、翻刻にあたっては関が作成した原稿に荒木と藤井が検討し、加筆修正を行った。

以下、吉村秋陽の履歴に触れておきたい。

広島藩支藩の三原藩の秋陽（名は晋、字は麗明、通称は重介、隆介、秋陽は号。）は、青年時代までは山口西園、伊藤東里に従学して古義学を学んだが、三十四才の時に佐藤一斎に従学して以降、陽明学に転じた。四十六才頃までに陽明学者としての学問を確立した。その後、三度にわたる長府督学の任や、四十六才・五十五才の東行における佐藤一斎の代講、藤樹書院での講釈、朝陽館（広島城内）、明善堂（三原城内）での教授活動、さらに石見、京都、岩国、多度津での講釈など、晩年に至るまで、広範囲に精力的な教育活動を展開した。その間、佐藤一斎との師弟関係は緊密であり、また池田草庵（一八一三―一八七八）、林良斎（一八〇七―一八四九）、春日潜庵（一八一―

一八七八）、大橋訥庵（一八一六～一八六二）、楠本端山（一八二八～一八八三）、楠本碩水（一八三一～一九二六）等とも終生真摯な交渉を継続し、幕末期に名を馳せる陽明学者として活躍した。なかでも大橋訥庵との間で交わされた、王陽明思想が劉念台思想へ与えた影響に関する一連の激しい論争は高い水準を示している。門下に勤王の士・東沢瀉が出た点も注視されるべきだが、実際の秋陽の学問は、直接的な政治行動よりは、着実な思索と体認とを重視するものであったといえよう。そのため秋陽は佐藤一斎から昌平黉の運営を相談され、また幕末の緊迫した藩行政の相談にもあずかり藩の機密にも深く関わった。

【注】

- (1) 秋陽の伝記については、叢書・日本の思想家46『吉村秋陽・東沢瀉』（荒木龍太郎・荒木見悟著、明德出版社、一九八二年）を参照。吉村斐山、名は駿、字は景崧。秋陽を繼いで朝陽館教授、明善堂教授を務めている。吉村白斎、名は彰、字は世美。秋陽・斐山に陽明学を学び、明治十六年から二十五年間県立広島師範学校に奉職し教育者として著名であった。
- (2) そのうち、天保二年（一八三一）七月二十四日～天保四年（一八三三）六月十八日、及び天保七年（一八三六）七月十六日～十二月十三日（招聘記）の記録は現存しない。この『読我書楼長暦』の翻刻（旧稿『読我書楼長暦』翻刻（一）の修正版）は、令和二年二月 活水学院現代日本文化学会編『活水日文』61号に掲載予定である。
- (3) 「上」は初生～五十九才、「中」は六十才～六十七才四月、「中」（の巻二）は六十七才五月～六十九才十二月二十八日までの記録である。荒木龍太郎・若木太一「吉村秋陽『秋陽叟事歴之略記』翻刻（一）」（活水女子大学日本文学科編『活水論文集』第43集、二〇〇〇年）を参照。
- (4) 荒木龍太郎「幕末期陽明学者吉村秋陽の『秋陽事歴略記』について」（『活水日文』28号、一九九四年）を参照。
- (5) 安政三年～明治十五年・安政四年欠。また孫の吉村彰の『白斎先生日暦』（明治五年～明治四十一年。二十三年、二十五年、三十一年、四十年は欠。）
- (6) 荒木龍太郎「佐藤一斎『入学説』成立に関する新資料について」（『活水日文』23号、一九九一年）を参照。一斎は秋陽をし

ばしば愛日樓に招き、他人には見せなかった「大学古本旁釋」や「大学摘説」の稿本を示している。

(7) その一部は「讀我書樓遺稿抄」(陽明学大系第10巻『日本の陽明学(下)』明徳出版社、一九七二年)にて翻刻されている。

二、目録

今回の翻刻にあたり、「吉村文庫」蔵『讀我書樓文章』の種々の稿本を調査した。九州大学「吉村文庫」には次に挙げる草稿本が所蔵されている。

- (一)『文章』(八冊(甲・辛)、秋陽撰、自筆稿本、請求記号 吉村文庫/1/A 22)
- (二)『讀我書樓文章』(二冊(上・下)、秋陽撰、自筆稿本、吉村文庫/1/A 23)
- (三)『秋陽文藁』(三冊(上・中・下)、秋陽撰、斐山写本、吉村文庫/1/A 24)
- (四)『讀我書樓文章』(四冊(元・亨・利・貞)、秋陽撰、写本、吉村文庫/1/A 25)
- (五)『讀我書樓文鈔』(三巻、一冊、斐山写本、吉村文庫/1/A 26)

また、明治初期に刊行された『讀我書樓遺稿』(四巻(巻一―四)、四冊、明治壬午(十五年)刊)においては、これら草稿の中から五十条が抄出され、収録されている。

翻刻を行う前に、これら(一)―(五)の諸本の異同と、さらにどの条が抄出され刊本に採録されたのかという点を明らかにしておきたい。(一)の八冊本を底本とし、各本の目録を以下に示す。

凡例

○(一)―(五)の資料については、九州大学附属図書館「吉村文庫」所蔵の諸本を使用した。明治十五年刊『讀我書樓遺稿』については、都城工業高等専門学校図書館所蔵の資料を使用した。

○ 各条の題は（一）の資料によった。また、論者の責任において通し番号を付した。

○ 『讀我書樓遺稿』において抄出・刊行されている条については、通し番号の下に「○」印を付した。

○ （二）（五）の諸本にも採録されている条については、題の下に資料番号を示した。

○ 割注・小字注は「」にて記載した。（ ）の注は論者に係る。

【甲冊】

1. 「読韓非子」	11. ○「警余録序」(二)(四)(五)	24. ○「送廣澤叔平還豊後序」(二)(四)(五)	36. 「送脇本温郷序」
2. 「孟子說斉梁以王道其意如何擬策題」	12. 「適齋記」	25. 「北鄙獵者」(二)(四)	37. 「有本堂記」
3. 「書陸君為学論後」	13. 「博愛堂井水記」	26. 「儒者難於進取論」	38. 「与西園翁」
4. 「賀奥山弘平卜居序」	14. 「遊白清樓記」	27. 「紀事一条」	
5. 「与大佐」	15. 「与奥山弘平書」(二)(四)	28. 「答奥山存中書」	39. 「与安積思順書」(二)(四)
6. 「送藤條叔蘭西遊序」(二)(四)	16. ○「読陸宣公奏議」(二)(四)(五)	29. 「瘞筆銘并序 擬作」	40. 「廣澤生字記」(二)(四)(五)
7. 「送矢野千里帰省序」(二)(四)	17. 「陋室記」	30. 「書珠文画卷」	
8. ○「論明智光秀」(二)(四)	18. 「祭都築寧父文」	31. ○「都築寧父落花詩序」(二)(四)	41. 「論維州議」(二)(四)(五)
9. ○「賀頼杏坪先生致仕序」(二)(四)(五)	19. 「書觀牛上人東游卷後」	32. 「習静池館記」	42. 「与都築子言書」
10. 「賀北尾孺人七十序」(二)(四)	20. 「王文成伝本序」	33. 「書嚴島觀花図後」	43. 「四十六士論」(二)(四)(五)
	21. 「天香山人墓表」	34. 「丹羽童子哀詞序」(二)(四)	44. 「下岐蘇川記」(二)(四)(五)
	22. 「題都寧父落花詩」(五)	35. ○「夏夷弁」(二)(四)(五)	45. 「与大塩子起書」(二)(四)
	23. 「披襟樓記」(二)(四)		46. 「纂定戦国策叙」

【乙冊】

【庚冊】

153 「答大橋周道書」(四)

154 「題純卿西遊卷」(三)(四)

155 「春曦樓記」(三)(四)

156 ○「太華文鈔序」[代佐藤先生](三)(四)(五)

157 「汪氏四書大全後序」[改旧稿](三)(四)(五)

158 ○「与池田子敬書」(三)(四)(五)

159 ○「鴨水小隱記」(三)(四)(五)

164 「答楫野生書」[石見人](三)(四)

165 「瑞芝記」(三)(四)

165 「(無題)」(三)(四)(五)

167 「書画帖引」[伊豫菊間人所由輔卿而請](三)(四)

168 「題墨水桜花卷」(三)(四)

169 ○「為善最樂說賀恒松翁」(三)(四)(五)

170 「花月樓記」[石見瑞泉寺主托](三)(四)

171 「題趙松雪詩画同幅後」[恒杉氏藏](三)(四)

172 「安心齋記」(三)(四)

173 ○「刊儒門語要序」(三)(四)(五)

174 「曉翠樓記」[京師岡崎和助](三)(四)

175 「三草道人墓碣銘并序」(三)(四)

176 ○「亡友澤村西陂墓碑銘」[澤村宮門](三)(四)(五)

177 ○「化人石贊」[為石見前原伯与](三)(四)

178 ○「一卷芙蓉石贊」[為石見宮脇玄碩](三)(四)

179 ○「王学提綱序」(三)(四)(五)

180 「栽菊記」(三)(四)

181 「朱王合一」(三)(四)(五)

182 「窮理尽性」[此篇洗心草中亦載之而結構不同須擇一而說之可也]

183 「書拙鳩翁碑陰」(三)(四)

184 「書鷺洲詩草後」(三)(四)

185 「鄉賢遺愛碑陰記」(三)(四)

【辛冊】

160 ○「悔堂說」[平戸藩楠本伯曉托](三)(四)

161 「功夫三說」(三)(四)(五)

162 「雜文」(三)

163 「論立言有心性之別」(三)(四)

三、本文

凡例

- 底本は、秋陽自筆『讀我書樓文章』（九州大学付属図書館所蔵「吉村文庫」本・吉村文庫／1／A22）を使用した。
- 活字化するにあたり、文字は旧字に統一した。
- 丁の境目は「／」を用いて示した。
- 注については、語彙についての注解は避け、固有名詞・地名についての言及に重きを置いた。また引用文については、原則として原文は旧字、書き下し文は新字で表記する。
- 中損・その他により判読しがたい部分は□を用いる。

〔外題（甲冊）〕¹⁾

文章「自文政戊子冬十二月至天保癸巳六月」²⁾

〔注〕

- (1) 本冊は、横本（8.6×18.2）、長帳綴（四ツ目綴）、51丁から成る。外表紙に朱筆にて「甲」の一字あり。外題の文は外表誌の墨筆より取った。また、外表誌には外題の他に、「戊子己丑之間、載此本之外、猶有数篇、存乎読我樓雜著中、此本所載数十篇、而除八九篇之外、俱未經改竄者、戊子為文詩稿盡□□□不可復得矣、天保四年癸巳二月二十五日三日六□□人、記時年三十七寓珠文習靜池館」（句読は翻刻者に係る）の墨筆書入れあり。
- (2) 文政戊子＝文政十一年（一八二七）、秋陽三十二歳のとき。
- (3) 天保癸巳＝天保四年（一八三三）、秋陽三十七歳のとき。

「」

讀韓非子

餘嘗察秦之始終、其興也蓋穆公^①仁恕、百里蹇叔之諸賢輔之以成其業、而及其亡者則兆於孝公^②之用商鞅也、夫自鞅之法行、而無寸恩之結於人心也、上下相與若萍水泛然、唯利之視、而無所避矣、天下指爲虎狼^③、則其虐威可想也、後至出亡而無所託、然後始知法之弊、而既莫及也、然秦猶不改其故轍、李斯再用之、而天下乃亡矣、而斯亦不免焉、嗚乎、非之死於秦幸也、不然、則鞅而已、斯而已、車裂五刑^④、死且有餘罪矣、夫任法用術、施之一國一邑、或似有一時之效、而以此慾治天下、則必不可得也、故廢諸侯^⑤、銷兵器、燔詩書、愚黔首、以爲萬世之固、而纖隙一生、則土崩之勢不可救也、異哉、恃以爲治者、乃所以趣其亡也、而設令非得志、亦不過如是耳、餘故曰、非之死於秦幸也、

【注】

*句讀については、原文の読点をそのまま反映した。

(1) 穆公・百里・蹇叔＝秦の穆公（繆公）、名は任好。在位は前六五九―前六二一年。百里奚・蹇叔らの賢人を招いて任用した。
 「繆公任好の元年、自ら将として茅津を伐ち、之に勝つ。……繆公 百里奚の賢なるを聞き、重く之を贖はんと欲するも、楚人の与えざることを恐れ、乃ち人をして楚に謂わしめて曰く、吾が勝臣百里奚在り。請う、五羖羊の皮を以て之を贖わん、と。楚人遂に許して之を与う。是の時に当たりて、百里奚 年已に七十余なり。繆公 其の囚を釈し、与に国事を語る。……語ること三日、繆公 大いに説び、之に国政を授け、号して五羖大夫と曰う。（繆公任好元年、自将伐茅津、勝之。……繆公聞百里奚賢、欲重贖之、恐楚人不与、乃使人謂楚曰、吾勝臣百里奚在焉。請以五羖羊皮贖之。楚人遂許与之。当是時、百里奚年已七十余。繆公釈其囚、与語国事。……語三日、繆公大説、授之国政、号曰五羖大夫。百里奚讓曰、臣不及臣友蹇叔、蹇叔賢而世莫知。……於是繆公使人厚幣迎蹇叔、以爲上大夫。」（『史記』卷五、秦本紀）とあるのを参照。

(2) 孝公・商鞅＝秦の孝公、在位は前三八一―前三三八年。公孫鞅（衛鞅）とも。後の商鞅（衛鞅）を登用して新法を行わせた。二二年、

衛鞅 孝公に説きて法を変じ刑を修め、内は耕稼を務め、外は戦死の賞罰を勧む。孝公 之を善しとす。甘竜・杜摯等 然りとせず。相与に之を争う。卒に鞅の法を用う。百姓之に苦しむ。居ること三年、百姓 之を便なりとす。乃ち鞅を拜して左庶長と為す。(二年、衛鞅説孝公變法修刑、内務耕稼、外勸戦死之賞罰。孝公善之。甘龍・杜摯等弗然。相與争之。卒用鞅法。百姓苦之。居三年、百姓便之。乃拜鞅爲左庶長。)(『史記』卷五、秦本紀)とあるのを参照。

(3) 虎狼 虎と狼のように暴悪で貪欲なさま。ここでは秦を指す。『史記』卷六十九、蘇秦伝に、「夫れ秦は、虎狼の国なり。天下を吞むの心有り。秦は、天下の仇讎なり。(夫秦、虎狼之國也。有吞天下之心。秦、天下之仇讎也。)」とある。

(4) 李斯 始め韓非と共に荀子に師事し、後に秦の丞相にまで昇った。郡県制・焚書坑儒・度量衡の統一・文字の統一など一連の政策に与ったが、宦官趙高の讒言により刑死した。「竟に天下を并せ、主を尊んで皇帝と為し、斯を以て丞相と為す。郡県の城を夷らげ、其の兵刃を銷し、復た用いざらんことを示す。秦をして尺土の封も無からしめ、子弟を立てて王と為し、功臣もて諸侯と為さざるは、後をして戦攻の患無からしめんとすればなり。……始皇 其の議を可とし、詩書百家の語を収去して以て百姓を愚にし、天下をして古を以て今を非とすること無からしむ。法度を明らかにし、律令を定むるは、皆 始皇を以て起くる。文書を同じくし、離宮別館を治め、天下に周徧せしむ。明年、又た巡狩し、外に四夷を攘う。斯 皆 焉れに力有り。(竟并天下、尊主爲皇帝、以斯爲丞相。夷郡縣城、銷其兵刃、示不復用。使秦無尺土之封、不立子弟爲王、功臣爲諸侯者、使後無戰攻之患。……始皇可其議、收去詩書百家之語以愚百姓、使天下無以古非今。明法度、定律令、皆以始皇起。同文書、治離宮別館、周徧天下。明年、又巡狩、外攘四夷、斯皆有功焉。)(『史記』卷八十七、李斯列伝)とあるのを参照。

(5) 非 韓非のこと。使者として秦に赴いた際、李斯の謀略により毒死する。「韓非は、韓の諸公子なり。刑名法術の学を喜びて、其の帰は黄老に本づく。非 人と為りや口吃、道説する能わざるも、善く書を著わす。李斯と俱に荀卿に事う。斯 自ら以て非に如かずと為す。……然れども韓非説くことの難きを知り、説難の書を為りて甚だ具なるも、終に秦に死し、自ら脱する能わす。(韓非者、韓之諸公子也。喜刑名法術之學、而其歸本於黃老。非爲人口吃、不能道説、而善著書。與李斯俱事荀卿、斯自以爲不如非。……然 韓非知説之難、爲説難書甚具、終死於秦、不能自脱。)(『史記』卷六十三、老子韓非列伝)とあるのを参照。

(6) 車裂五刑 、『史記』卷六十八、商君列伝には、「秦 兵を發し商君を攻め、之を鄭の黽池に殺す。秦の恵王 商君を車裂して

以て徇^とへて曰はく……（秦發兵攻商君、殺之於鄭屯池。秦惠王車裂商君以徇曰……）とあり、同卷八十七、李斯列伝は「二世二年七月、斯に五刑を具え、咸陽市に腰斬するを論ず。（二世二年七月、具斯五刑、論腰斬咸陽市。）」とあるのを参照。

（7）廢諸侯……愚黔首^{けんしゅ}＝秦始皇の下で進められた政策。注（4）を参照。「黔首^{けんしゅ}」とは、人民のことを指す。「更めて民を名づけて「黔首」と曰う。（更名民曰「黔首」。）」（『史記』卷六、秦始皇本紀）とあるのを参照。

[2]

孟子說齊梁以王道其意如何擬策題

王者之職、在盡裁成輔相之道¹、而導民於治安之域而已矣、雖夫守一官一役者、必成其事而受其祿焉、不然、則謂之素餐²、不可以一日而居其位也、是以古之君於萬邦、居崇高富貴之極者、豈獨享其樂哉、億兆之衆、天下之大、責萃於一身矣、焦思窮慮、防亂於未萌、經綸周密、惟日不足³、而猶且危懼惴惴⁴、如無所容、然而有典有則、遺其子孫、使守之而不墜其業也、嗚乎、先王功德之光華被後世者、其非爲此之故歟、可謂盡其職而無慚者也、餘觀戰國之際、文武之澤既竭、而周之政不復行乎天下久矣、諸侯力爭、殆無虛日、暴戾之徒助其虐、而吞噬搏擊⁵、虎狼其心、剗艾⁶蹂躪⁷、土芥斯民⁸、牧民之職變、而爲仇讐焉、孟子生於其時、而救之之道既備於我⁹、則固不得不任其責矣、故當世之君、苟有可與言者焉¹⁰、則必說以太平之策、及其言不終行也、乃曰¹¹、夫天未欲平治天下也、哀嘆而皈之天意耳、然其情之不能已也、又曰¹²、吾日望之、譬之醫、知其病之不可起矣、而豈有坐視而不藥之理也乎、是聖賢之心也、或曰、名分者治亂之要機也、此時也周室雖微、猶存其統、孟子說諸侯以王道、名分果何在也、曰能治天下者爲天子、能治國者爲諸侯、不能則謂之曠其職、曠其職、而莫代之者、獨如斯民何、周王失職天不君之者非一日也、則名分已廢矣、而民之塗炭方窮矣、將盡斃於鋒鏑也¹³、亂至是、則當急之、若救焚救溺、而尙恐不及焉、故豪傑之材、量其輕重而處之、不忍守區々名分、而棄億兆之命也、況周末之君、碌々小人、使其得志、則何知其不爲桀紂、獨以地小力少、而其惡無聞已、孟子之說未有一言及於周者、其意蓋可知也、夫孟子以伊周自任者也、故求湯武非當時諸侯、求之而不得、功竟無成、可惜哉、

【注】

*句読については、原文の読点をそのまま反映した。

- (1) 裁成輔相＝財成輔相とも。きりもりして成就させること。『易経』泰卦象伝に、「后^{きさ}以て天地の道を財成し、天地の宜を輔相し、以て民を左右す。(后以財成天地之道、輔相天地之宜、以左右民。)」とある。
- (2) 素餐＝働かずに俸禄を得ること。『詩経』魏風伐檀に、「彼の君子は、素餐せず。(彼君子兮、不素餐兮。)」とある。また、『孟子』尽心上に、「孟子曰く、君子 是の国に居るや、其の君 之を用うれば、則ち安富尊榮となり、其の子弟 之に従えば、則ち孝弟忠信となる。素餐せざること、孰れか是より大ならん。(孟子曰、君子居是國也、其君用之、則安富尊榮、其子弟從之、則孝弟忠信。不素餐兮、孰大於是。)」とあるのも参照。
- (3) 惟日不足＝『書経』周書泰誓に、「我聞く、吉人 善を為すに、惟れ日も足らずとす。凶人 不善を為すも、亦た惟れ日も足らずとす。(我聞、吉人爲善、惟日不足。凶人爲不善、亦惟日不足。)」とある。
- (4) 文武之澤＝文王・武王の徳のこと。「澤」とは、ここでは後世の人を潤す徳のことをいう。『孟子』離婁下に、「君子の沢は五世にして斬え、小人の沢も五世にして斬ゆ。(君子之澤、五世而斬、小人之澤、五世而斬。)」とある。
- (5) 吞噬搏撃＝吞噬^{どんせい}は、のむこととかむこと。搏撃^{はくき}は、うちたたくこと。ここでは他国を侵略することをいう。
- (6) 剗艾＝剗刈。刈り取る意。
- (7) 土芥＝ここでは土やあくたのように卑小なさまをいう。『春秋』左氏伝哀公元年に、「其の亡ぶや、民を以て土芥と為す。是れ其れ禍なり。(其亡也、以民爲土芥。是其禍也。)」とある。
- (8) 牧民＝民を牧す。人民を養い治めること。『管子』牧民を参照。
- (9) 備於我＝『孟子』尽心上に、「孟子曰く、万物皆な我に備わる。身に反りみて誠あらば、楽しきこと焉より大なるは莫し。(孟子曰、萬物皆備於我矣、反身而誠、樂莫大焉。)」とある。
- (10) 底本の句読は、「故当世之君苟、有可與言者焉、」となっている。論者の責任において読点を改めた。
- (11) 可與言者＝『孟子』離婁上に、「孟子曰く、不仁なる者は与^{とも}に言^{かた}るべけんや。其の危うきを安しとして其の留^{わづわ}いを利とし、其

の亡ぶ所以の者を樂しむ。不仁にして与に言るべくんば、則ち何の亡国敗家か之れ有らん。(孟子曰、不仁者可與言哉。安其危而利其菑、樂其所以亡者。不仁而可與言、則何亡國敗家之有。)」とある。

(12) 乃曰『孟子』公孫丑下に、「孟子 斉を去る。：曰く、彼も一時、此も一時なり。五百年にして必ず王者の興る有り、其の間に必ず世に名ある者有り。周由り而來、七百有餘歲にして、其の数を以てすれば則ち過ぎたるも、其の時を以て之を考うれば則ち可なり。夫れ天は未だ天下を平治せんと欲せざるなり。如し天下を平治せんと欲すれば、今の世に当たりて、我を舍いて其れ誰ぞや。吾れ何為れぞ予しまざらんや。(孟子去齊。：曰、彼一時、此一時也。五百年必有王者興、其間必有名世者。由周而來、七百有餘歲矣。以其數則過矣、以其時考之則可矣。夫天未慾平治天下也。如欲平治天下、當今之世、舍我其誰也。吾何爲不豫哉。)」とある。

(13) 又曰『孟子』公孫丑下に、「王 如し予を用いれば、則ち豈に徒だに斉の民の安きのみならんや。天下の民挙げて安からん。王 庶幾わくは之を改めよ。予 日に之を望めり。(王如用予、則豈徒齊民安。天下之民舉安。王庶幾改之。予日望之。)」とある。

(14) 鋒鏑 〓 矛先と矢じり。ここでは戦争のことを指す。

(15) 夫孟子：… 伊尹は湯王をたすけ世を治め、周公は武王をたすけて紂王を討つた。伊尹について、『孟子』万章下に、「其の自ら任ずるに天下の重きを以てするなり。(其自任以天下之重也。)」とあり、また、「伊尹は聖の任なる者なり。(伊尹聖之任者也。)」とある。